

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」に関する概要

1. 背景

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施している。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めているが、本年10月の国内の改修率は83.2%であり、なお約320万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも18人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車について、車検の際に改修の有無をチェックした上で未改修車は車検を通さない措置を講ずる。

2. 未改修車を車検で通さない措置の概要

(1) 対象範囲・措置（告示により規定）

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車（以下「措置対象未改修車」）を対象範囲とする（約130万台）。なお、対象外の車両については、引き続き技術的な情報等を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加する。

① 原因が特定されたリコール（自動車メーカーが、インフレーターの気密性が不十分であり製造管理が不適切であるとして、原因が特定されたリコールに相当するものと主張しているものを含む）

② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

上記の措置対象車両の範囲を定める告示「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成29年国土交通省告示第1154号）を制定した。

(2) 車検時の判定方法（通達により規定）

措置対象未改修車に係る情報を自動車登録検査業務電子情報処理システム（軽自動車については、軽自動車検査業務電子情報処理システム。以下「MOTAS」という）に入力しておく。

運輸支局等の窓口において、車検の有効期間更新のためMOTASへOCRシートを挿入する際、措置対象未改修車を自動判定し、有効期間の更新を行わない。この場合において、自動車メーカーが発行する改修済みであることを証明する書面の提出があった場合には、改修済みであるものとして取り扱う。

(3) 自動車メーカーの取組（通達により規定）

- ① 車検を受ける前に、ユーザー自身や整備工場が措置対象未改修車か否かを一台ごとに容易に確認できるようにするため、ウェブサイト等に検索システムを構築する。
- ② 車検時に措置対象未改修車か否かをMOTAS上で自動判定するためには、MOTAS中の情報を常に最新の状態にする必要があるため、改修状況を国土交通省に遅滞なく報告する。
- ③ 未改修車の改修促進を図るための周知を強化するとともに、迅速に改修できるよう、交換部品を十分に確保するなど体制を整備する。
- ④ 改修作業が完了してからMOTASに改修状況が反映されるまでに一定程度の期間を要するため、改修済みであってもMOTASが措置対象未改修車と判定する可能性があることから、改修作業を行ったとき（改修を実施したとみなす車両については、その判断を行ったとき）は改修済みであることを証明する書面を発行する。
- ⑤ 継続検査、定期点検整備等の際にユーザーが整備工場に未改修車を持ち込む場合において、ユーザー及び整備工場の負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に改修作業が実施されるよう特に配慮をしなければならない。

(4) 車検時に有効期間更新が止められた車両の取扱い（通達により規定）

運輸支局等でMOTASから出力されたりコール車通知文を添付し、申請書及び添付書類を申請者へ返却する。

(5) その他

国土交通省としては、関係者と協力し、ユーザーへの周知徹底を図ることにより、引き続きリコール改修の一層の促進を図るとともに、本措置の導入によるユーザーや整備工場の負担の軽減を図るため、自動車メーカーが適切に対応するよう指導して参ります。

3. スケジュール

告示・通達公布 : 平成29年12月
周知・検索システムの構築 :)
施行 : 平成30年 5月